

令和5年2月定例教育委員会次第

日時：令和5年2月20日（月）
午前10時～午前11時30分
場所：犬山市役所2階201・202会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第33号議案 令和5年度定期人事異動内申について (学校教育課)

第34号議案 犬山市立幼稚園条例施行規則及び犬山市子ども・子育て
支援法施行細則の一部改正について (子ども未来課)

第35号議案 犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について (学校教育課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和4年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) 令和5年度地域未来塾実施について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) 「犬山市認可保育所（(仮称)新羽黒保育園）整備・運営事業者募集」に係る
公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選定結果について | (子ども未来課) | No.4 |
| (5) 3月・4月行事予定表について | (学校教育課) | No.5 |
| (6) 令和5年度年間計画について | (学校教育課) | No.6 |
| (7) 「犬山の教育施策2023 学びの学校づくり」について
・・・当日配布 | (学校教育課) | No.7 |
| (8) 議会の議決を経るべき事件について | (教育部) | No.8 |
| (9) 犬山市教育振興基本計画の見直しについて | (学校教育課) | No.9 |
| (10) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.10 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

次回開催日：令和5年3月15日(水) 午前10時～ (401会議室)

犬山市教育委員会第33号議案

令和5年度教職員定期人事異動内申（案）について

令和5年度犬山市教職員定期人事異動内申（案）は、別紙の通りです。

令和5年2月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝

誠

（説明）

この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和5年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動内申（案）の承認をしていただく必要があるからです。

令和5年2月定例教育委員会

令和5年度定期人事異動内申(案)について

※ 令和5年度 定期人事異動について

○ 令和4年度退職者について(17名)

① 定年退職者 11名 校長 4名 教諭 5名 養護教諭 2名

② 勸奨退職者 1名

③ 自己都合退職者 5名 教諭 5名

○ 令和5年度新規採用者等について

① 新任校長 5名

② 新任教頭 3名

③ 新規採用 15名 内養護教諭 1名

○ 令和5年度(市内での異動と他市町からの転入)

① 校長 1名

② 教頭 2名

③ 教諭(養護教諭を含む) 34名

小学校 教諭 20名 内養護教諭 1名

中学校 教諭 14名 内養護教諭 1名

④ 事務職員 0名

⑤ 栄養教諭・学校栄養職員 4名

⑥ 再任用 5名

犬山市教育委員会第34号議案

犬山市立幼稚園条例施行規則及び犬山市子ども・子育て支援法
施行細則の一部改正について

犬山市立幼稚園条例施行規則及び犬山市子ども・子育て支援法施行
細則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月20日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第
65号）の改正等に伴い、規則の一部を改正するため必要があるから
である。

犬山市立幼稚園条例施行規則及び犬山市子ども・子育て支援法
施行細則の一部を改正する規則

(犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正)

第1条 犬山市立幼稚園条例施行規則(平成27年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

様式第1及び様式第4中「幼稚園長様」を「幼稚園長」に改める。

様式第6中「犬山市長様」を「犬山市長」に改める。

(犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第2条 犬山市子ども・子育て支援法施行細則(平成28年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

様式第1、様式第2及び様式第8から様式第10までの規定中「犬山市教育委員会様」を「犬山市教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

○犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）		旧（改正前）	
(定員)		(定員)	
第2条 略	略	第2条 略	略
名称	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号の認定を受けた幼児の定員	名称	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号の認定を受けた幼児の定員
略	略	略	略

○犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）		旧（改正前）	
(育児休業を事由とする教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定)		(育児休業を事由とする教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定)	
第4条 略	略	第4条 略	略
(1) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者を除く。）	法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者を除く。）	(1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者を除く。）	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者を除く。）
(2) 法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者に限る。）のうち、当該年度の初日から引き続き内閣府令第1条の5各号（第9号を除く。）に掲げる事由により特定教育・保育施設等を利用するもの	法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者に限る。）のうち、当該年度の初日から引き続き内閣府令第1条の5各号（第9号を除く。）に掲げる事由により特定教育・保育施設等を利用するもの	(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者に限る。）のうち、当該年度の初日から引き続き内閣府令第1条の5各号（第9号を除く。）に掲げる事由により特定教育・保育施設等を利用するもの	法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者に限る。）のうち、当該年度の初日から引き続き内閣府令第1条の5各号（第9号を除く。）に掲げる事由により特定教育・保育施設等を利用するもの
(3) 及び(4) 略	略	(3) 及び(4) 略	略

犬山市教育委員会第35号議案

犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について

犬山市教育委員会事務局学校医等を下記のとおり委嘱するものとする。

令和5年2月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

記

1. 学校歯科医

委嘱校 犬山市立東小学校
委嘱日 令和5年4月1日
住 所 [REDACTED]
氏 名 内藤 岳彦

2. 学校薬剤師

委嘱校 犬山市立東小学校
委嘱日 令和5年4月1日
住 所 [REDACTED]
氏 名 原 宏太郎

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会事務局学校医等の退任に伴い、後任者を学校保健安全法第23条の規定により委嘱する必要があるからである。